

2018年8月吉日

各位

清涼飲料自販機協議会



## 自動販売機設置者募集にあたってのお願い

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

平素は清涼飲料自販機協議会（※1）の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます  
ございます。

当協議会では、大地震による自動販売機の転倒を防止するため、2008年に業界統一のものとして『自動販売機据付規準』（※2）を策定し、以後、同規準に基づいて自動販売機の設置を行っております。これに伴い、従来の基準であった「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）は、現在、使用されておられません。

つきましては、自動販売機を設置する事業者を募集するに当たっては、各事業者が下記2点に従って自動販売機の設置を行えるよう、仕様書等への記載や募集に当たっての条件などにおいてご留意ください。外郭団体を含む貴自治体の他の部署とも情報共有していただき、転倒防止措置を適切に講じたかたちで自動販売機が設置されますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- (1) 『JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準』（JIS 規格）
- (2) 『自動販売機据付規準』（清涼飲料自販機協議会作成）

※1 清涼飲料自販機協議会は、清涼飲料自販機の社会的事案（省エネ化、耐震化、社会貢献等）に取り組むことにより、社会との調和を図り、健全な成長をめざすことを目的として、2008年、自販機関連四団体（一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本自動販売システム機械工業会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会）により設立されました。

※2 自動販売機据付規準は、大地震の揺れを3次元で再現し自動販売機の実物を用いて行った加振試験の結果を踏まえ、学識経験者や行政庁、消費者団体等を交えた策定委員会を経て作成されました。これによる耐震性は、「JIS B 8562-1996」に示されている地震動レベルに対して据付機能が保持されることとし、更に、1995年兵庫県南部地震及び2004年新潟県中越地震レベルの地震動に対しても、自動販売機の転倒を防止することを目標としています。

### ■ お問い合わせ先

清涼飲料自販機協議会 事務局 電子メール [suetsukeqa@jsvmc.jp](mailto:suetsukeqa@jsvmc.jp) 担当：有間

敬具